

総務常任委員会

令和4年2月17日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎坂口 徹 ○横田 敏文 齋藤 文夫
大森恒太郎 木澤 正男
伴 議 長

2. 欠席委員

井上 卓也

3. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	面卷 昭男
総 務 課 長	仲村 佳真	安全安心課長	真弓 啓
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	政策財政課長	福居 哲也
同 参 事	岡村 智生	同 課 長 補 佐	福井 まり
税 務 課 長	福田 善行	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	黒崎 益範	教 育 次 長	栗本 公生
教委総務課長	松岡 洋右	同 課 長 補 佐	三原 進也
生涯学習課参事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大野 彰彦

4. 会議の書記

議会事務局長 佐谷 容子 監査委員室課長補佐 角井 幸司

5. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、横田委員

委員長

おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、井上委員から欠席の通告を受けております。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、横田委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しているとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習
課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについて、報告させていただきます。

まず、文化財センターの啓発活動のうち、2月26日に開催することとして募集を行ってまいりました、こども一日学芸員体験につきましては、町内における新型コロナウイルス感染拡大状況を鑑みまして、やむなく中止とさせていただいたところです。また、斑鳩考古学講座につきましては、春季企画展のテーマでありました町内のあまり知られていない古墳などの文化財を巡って見学する古墳めぐりを、3月27日に計画しておりますが、実施につきましては、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況を注視しながら、改めて開催について検討をしまして、適切に判断してまいりたいと考えております。

次に、斑鳩文化財センターのユニバーサルデザイン化事業についてであります。斑鳩文化財センターのガイダンス機能の中心的な役割をしております藤ノ木古墳等

の紹介映像につきまして、聴覚障害者へのバリアフリー化をより一層推し進めるため、映像に字幕や手話通訳の挿入を図る編集に合わせて、映像のデジタル高質化に伴う映像機器の更新と、展示棟内の入口からトイレや映像ホールまでの点字ブロックの設置工事を完了しております。

次に、来年度の新規事業としまして、ゴールデンウィーク期間中に、史跡中宮寺跡を会場とした文化財の啓発及び中宮寺跡の活用の促進を図ることを目的としたイベントの開催を計画しております。期間中はレンゲ畑の開放を行い、多目的広場の一部を臨時駐車場として開放いたします。文化財の啓発事業としましては、中宮寺跡内を巡りながら、中宮寺の調査、研究成果や整備事業について解説を行う中宮寺跡歴史散策や、中宮寺跡をはじめ町内の古墳や寺院などを親子でめぐる親子文化財探検ツアーの開催を予定しております。また、こうした啓発事業に合わせて、町民の方から要らなくなったこいのぼりの寄附を事前に募り、多目的広場及び北側柵にこれらのこいのぼりを掲揚してまいりたいと考えております。なお、募集する内容としましては、一番大きな真ゴイの大きさが5メートル程度のものを6セット、一番大きな真ゴイの大きさが2メートル程度のものを20セットとし、これらの寄附につきましては、3月号の町広報紙において3月7日から3月20日までを募集期間として行ってまいりたいと考えております。

次に、これまで春季に奈良大学と共同で進めております町内に所在する古墳の範囲確認調査についてであります。今年も引き続き、豊島直博教授のもと奈良大学の学生が従事いたしまして、明日2月18日から3月31日までの間の予定で、龍田南2丁目に所在する戸垣山古墳の範囲確認を目的とした発掘調査に着手する予定でございます。また、調査の進捗状況により、法隆寺1丁目に所在する舟塚古墳についても測量調査等を実施する予定となっております。なお、調査の実施にあたっては、調査参加者には毎日の検温、手指消毒やソーシャルでスタンスの確保等の新型コロナウイルス感染拡大防止対策を徹底して実施することとしております。

以上、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくご報告申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 中宮寺跡のイベントですけども、いろいろ開放されるのはいいとして、以前のよ
うなマルシェみたいな形で出店が並ぶとかそういう形になるんですか。

生涯学習 今回の計画しているゴールデンウイークの間中は、あくまでも啓発事業とそし
課参事 てレンゲを見ながらのこいのぼりの掲揚ということを考えておりまして、店舗の出
店は観光協会のほうには今打診しておりますけど、他のところは今のところは計画
しておりません。

委員長 ほかよろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。
次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 令和4年度税制改正大綱(地方税関係)の概要について、理事者の報告を
求めます。福田税務課長。

税務課長 おはようございます。それでは、各課報告事項の1番目、令和4年度 税制改正
大綱、地方税関係の概要について、ご報告させていただきます。

本日、ご報告いたします内容につきましては、昨年12月に国において取りま
とめられました、令和4年度税制改正大綱、地方税関係のうち、町税条例の改正に
関するものを中心に抜粋し、その概要をご説明させていただくものでありますので、
よろしくお願い申し上げます。

おれ入りますが、資料1をご覧くださいませでしょうか。資料に沿って、説明い
たします。初めに、1. 個人町民税の(1)住宅ローン控除制度の見直しについて
であります。所得税において、住宅ローン控除制度が下記のとおり見直しされるこ
とに伴い、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する限度額につ
いて、消費税率引上げによる需要平準化対策等が終了したことから、現行、所得税
の課税総所得金額等の7%最高13万6,500円から、平準化対策前の5%最高
9万7,500円に戻すものです。住宅ローン控除制度の主な改正内容につきまし

ては、①住宅ローン控除の特例の適用期限を4年延長し、令和7年12月31日までに入居した者を対象とします。②省エネ性能等の高い認定住宅等について、省エネ性能等に応じ、新築住宅等及び既存住宅ともに、借入限度額を上乗せします。③控除率については、現行の1%の控除率を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れている場合が多く、支払利息を上回る控除を受けている実態等を踏まえ、年末ローン残高の0.7%に引き下げるとともに、所得要件を3,000万円から2,000万円以下に引き下げるものです。④新築住宅等については、控除期間を10年から13年に上乗せします。⑤令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅について、合計所得金額が1,000万円以下の者に限り、床面積要件を40平米以上に緩和します。なお、この措置による個人住民税の減収額につきましては、全額国費で補てんされます。

続きまして、(2) 上場株式等の配当所得等にかかる課税方式についてであります。個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるとともに、上場株式等にかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と一致させるよう規定の整備等を行うものであります。なお、令和6年度分以後の個人住民税について適用するとともに、所要の経過措置を講ずるものであります。

続きまして、2. 固定資産税、都市計画税の(1) 固定資産税等(土地)の負担調整についてであります。土地に係る固定資産税等の負担調整措置については、景気対策及び税額の激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の上限を現行の評価額の5%から2.5%に引き下げるものです。

続きまして、(2) 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の創設についてであります。特定都市河川浸水被害対策法に規定する貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税等の課税標準を、最初の3年間分、価格に市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置を令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に指定された土地について講ずるものです。

続きまして、裏面となりますが、(3) 新築住宅に係る固定資産税額の減額措置の適用期限の延長についてであります。現行の減額措置の適用について、要件を一部見直した上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長するものであります。

続きまして、(4) 省エネ改修を行った既存住宅に係る税額の減額措置の見直し及び適用期限の延長についてであります。断熱改修等を行った住宅にかかる固定資産税の減額措置について、対象を見直した上で、適用期限を令和6年3月31日ま

で2年延長するものであります。改正内容につきましては、住宅の省エネ基準の適合義務化が行われることを踏まえ、適用対象となる住宅を、現行の平成20年4月1日から平成26年4月1日以前から所在する住宅とするとともに、対象工事費をより良質な省エネ改修を支援する観点から、50万円超から60万円超に引き上げるものであります。続きまして、(5) 公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し及び適用期限の延長についてであります。下水道除害施設について、除害施設の設置は義務であること及び新たに設置する場合の負担軽減の観点から、適用対象を新たに下水道が整備されたことにより除害施設の設置義務が生じる者が取得するものに限定し、固定資産税の課税標準を価格の4分の3から5分の4とした上で、適用期限を令和6年3月31日まで2年延長するものであります。

続きまして、(6) その他令和3年度末で適用期限を迎える措置の延長等についてであります。令和4年3月31日で期限が到来する特例措置の延長及び適用期限の一部見直し等を行うものであります。

続きまして、3. 納税環境の整備の(1) 地方税務手続のデジタル化についてであります。① e L T A Xを通じた申告、申請に係る対象手続きの拡大についてであります。納税者が地方公共団体に対して行う申告、申請等について、e L T A Xを通じて行うことができる対象を拡大するため、例規の整備など、所要の措置を講ずるものであります。令和4年4月1日から施行し、システム等の実務的な準備が整ったものから順次対応するものであります。② e L T A Xを通じた電子納付の対象税目の拡大につきましては、地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特例徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、e L T A Xを通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずるものであります。この改正は、令和5年4月1日以後の納付について適用します。

最後に、4. その他の(1) その他法令の改正による条文の整理等所要の改正についてであります。今回の税制改正の関係におきましては、地方税法をはじめ、所得税法、租税特別措置法等の関係法令が改正されることとなります。

また、その改正においては、項番号、号番号等の繰上げや繰下げ、条文の整理等も行われることから、町税条例においても、それに伴う引用条文の整理等、所要の改正を行ってまいります。

以上、令和4年度 税制改正大綱（地方税関係）の概要とさせていただきます。

なお、今後、関係法令の改正内容等の確認を行う中で、本年4月1日からの適用

等を必要とする改正内容につきましては、3月31日付で専決処分をさせていただきたいと考えております。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 条例改正に関わる分について、これ、法令はまだ通っていないということで、3月31日に専決処分という形になるんですか。

委員長 福田税務課長。

税務課長 今回の法令の改正につきましては、地方税法の改正が主なものとなりますけれども、3月31日には国で審議され法案が通り、4月1日施行になると見込んでおります。それに伴いまして地方税法が改正されることとなりますので、町税条例の改正も3月31日付で専決をお願いしたいと考えております。以上でございます。

木澤委員 例年そうなんですけど、今、国会をやってるのでその動向によりますね。あと住宅の控除の見直しなんですけど、項目に分かれて期限は延長されるんですけれども、率が引き下げられたりとかでそれぞれで影響額が出ると思うんですけど、それ、この1番から5番まで別々で分かりますか。

税務課長 こちらの1番から5番までのそれぞれの影響につきましては、個別に影響額を算出することは困難な状況となっております。ただ、全体といたしまして、1年間での影響額といたしましては約250万円程度のプラス、税収としてプラスになるということで見込んでおります。以上でございます。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

税務課長 次に、(2)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定について、理事者の報告を求めます。 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 おはようございます。それでは、各課報告事項(2)斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定についてご報告させていただきます。

かねてから本委員会にて、ご報告をしましりました斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者募集につきまして、設置運営候補者を決定いたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

なお、本件につきましては、昨日の厚生常任委員会におきましても、同様の報告をさせていただいているところでございます。

それでは、資料2をご覧いただきたいと思ひます。初めに、設置運営候補者でございます。設置運営事業者の募集につきましては、令和3年9月3日に募集要項の公表を行い、12月20日から12月24日までの間に、4事業者から事業提案書の提出がございました。その後、一次審査といたしまして応募要件の審査を行い、令和4年1月19日に二次審査として選定委員会によるプレゼンテーション審査を行っております。その後、令和4年1月25日に再度、選定委員会を開催し、選定基準により評価が行われた結果、最優秀提案者として社会福祉法人檸檬会が、優秀提案者として学校法人共立学園が選定されたところであります。この結果を受けまして、町といたしまして、設置運営候補者といたしまして優先候補者を社会福祉法人檸檬会、次点交渉権者を、学校法人共立学園に決定することといたしました。

次に、提案による施設の概要でございます。施設種別といたしましては、公私連携幼保連携型認定こども園でございます。開園予定は令和6年4月1日を予定しております。名称は(仮称)レイモンド斑鳩西こども園となっております。定員目安は150人を想定させているところでございます。施設建設地は、斑鳩西幼稚園園庭及び斑鳩西小学校運動場の一部となっております。

最後に、今後のスケジュールでございます。現在、優先交渉権者でございます社会福祉法人檸檬会と、認定こども園法第34条に基づく協定内容についての協議を行っております。協議が整いました後、令和4年3月22日に協定を締結してまいりたいと考えております。協定締結後におきましては、斑鳩西小学校、斑鳩西幼稚園、また周辺地域への説明や関係機関との協議を経まして、令和4年度末から工事着手、令和5年度にかけまして施設整備が行われ、令和6年4月の開園を予定して

いるところでございます。なお、斑鳩西幼稚園の現園舎につきましては、認定こども園開園後に町で解体いたしまして駐車場として整備を行い、認定こども園の送迎用駐車場としても活用を見込んでいるところでございます。

以上、斑鳩町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営候補者の決定についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 審査していただいてこういう結果になったということですが、この檸檬会さんというのはどういった点が優れてるというその特徴を教えてください。

教委総務課長 この檸檬会でございますけれども、既に運営をされている施設が認定こども園でも5園の運営をされているという実績もございませう中で、危機管理体制も含めて、さまざまなノウハウを有しているという点が他の事業者に比べて優れているのかなというところが大きいかというところでございます。また、それに伴いまして運営の安定、この辺りも期待できるというところが優れているところでございます。

木澤委員 特に人員配置が充実しているとか、そういう点は他のところとそんなに変わらなかったんですか。

教委総務課長 人員配置につきましては、基本的な応募、募集要件に該当する中身で大きく差は生じてございませうけれども、人員の研修の体制につきましても非常に綿密に計画されて行われるというような提案を受けておりますので、この辺りも評価できるポイントかと思っております。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(3)斑鳩町デジタル防災行政無線システムの整備について、理事者の報

告を求めます。 真弓安全安心課長。

安全安心
課長

それでは、2. 各課報告事項の(3)斑鳩町デジタル防災行政無線システムの整備について、ご説明を申し上げます。

初めに、建物火災発生時等のサイレン吹鳴設備の復旧につきまして、ご報告申し上げます。町内7か所に設置しておりますサイレン吹鳴設備につきましては、1月24日に修繕工事が完了し、役場から一斉にサイレン吹鳴ができる体制で運用を行っております。

それでは、斑鳩町デジタル防災行政無線の整備につきまして、ご説明させていただきます。恐れいりますが、資料3をご覧くださいでしょうか。デジタル防災行政無線の整備につきましては、昨年11月に開催されました本委員会におきましてご説明申し上げましたとおり、昨年12月議会におきまして、当該システムの整備を行うための債務負担行為の予算措置をお願いし、本年2月から整備に係るプロポーザルを実施する旨をご報告させていただいたところでございます。

初めに、1. 整備目的についてであります。本事業は、災害発生時などの防災情報伝達を円滑かつ確実に行うとともに、伝達手段の高度化・重層化を図るため、現行のサイレン・音声有線放送システムから拡張性・汎用性の高い、デジタル防災行政無線システムを構築するものでございます。

次に、2. 整備概要についてでございます。事業名は、斑鳩町デジタル防災行政無線システム整備事業とし、その事業内容として、資料の2枚目、斑鳩町デジタル防災業務無線システム整備事業概念図の整備イメージを参照いただければと思いますが、親局設備一式、遠隔制御局設備一式、屋外拡声子局設備13か所、サイレン7か所を含むしております。恐れ入ります、資料1枚目にお戻りいただきまして、工期につきましては、契約締結の日から令和5年3月27日月曜日までとなっております。

次に、3. 整備事業費についてであります。債務負担行為の予算措置である2億6千万円とし、その財源は、充当率100%、交付税措置率70%の有利な地方債であります緊急防災・減災事業債を活用してまいりたいと考えております。

最後に、4. 事業者選定等についてでございます。事業者選定の実施方式は公募型プロポーザル方式とし、実施日程につきましては2月4日に公募型プロポーザル公告し、2月25日までを参加表明書、3月18日までを提案書等提出期限として

おります。4月上旬には審査ヒアリングを実施し、4月中旬には受託候補者決定、その通知を行ってまいります。本事業の実施にあたりましては、3月議会において、令和4年度当初予算に当該事業費を計上させていただき、受託候補者と仮契約を締結してまいりたいと考えております。また、本事業は、議会の議決を要する契約となっておりますことから、5月に臨時議会の開催をお願いし、契約のご議決を賜りたいと考えておりますので、議員の皆様には、何とぞ格別のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、2. 各課報告事項の(3)斑鳩町デジタル防災行政無線の整備についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 概念図のところの上の右のほう、サイレン有線放送設備7か所、有線放送設備6か所、合計13か所とあります。これは現在の設備にプラスになるのでしょうか。それとも現在の設備どおりなのでしょうか。

委員長 真弓安全安心課長。

安全安心課長 公募型のプロポーザル方式ですので、現在のこの状況以上ということでの募集になります。この箇所数が最低ラインということになります。

齋藤委員 すみません、ちょっと分からないんですけども、例えば、今、有線放送の設備が建ってますけども、それが何か所かも分からないんですけども、その有線放送の設備に新たにこのシステムをつけるということなのでしょうか。それともその数を増やしてつけるということでしょうか。

今の設備、各地域にありますけども、それが何か所ありますか。

安全安心課長 もう一度、概念図のほうをご覧いただきたいのですが、この概念図は上のほうが左上にございます緑のマークで現行というところと中段下に整備イメージということで、これが次の状況でございます。

まず、現在の状況ですけれども、サイレンと有線放送両方とも兼ね備えている設備が7か所です。有線放送のみのところが6か所、その合計13か所ということです。それが最低ラインとして条件として網羅していただくということでのプロポーザルということでご理解いただきたいと思います。

齋藤委員 ではそれを整備イメージのところの真ん中のところの右のほうに、屋外拡声子局12局とありますけれども、これと先ほどの有線放送設備の13か所はどのような関係があるのでしょうか。

安全安心課長 整備イメージのほうにつきましては、親局のところの上に1局、役場をイメージしておりますけれども、この上につけるということで1局。それと、右側にあります12局とで13局ということで、変わりはありません。

齋藤委員 ということは、今現在のつけているものが最低ラインで、あと設備をするにあたって、この辺が聞こえにくいとか、この辺につけたほうがいいたろうとか、そういうのを加味してプラスアルファもあり得るといふふうなイメージでよろしいのでしょうか。

安全安心課長 はい、そのとおりでございます。

齋藤委員 あとはテスト、例えば、故障しておったとかそういうことがあるかもわかりませんので、そのテストというのはやはり頻繁にというか、鳴らなくてもわかるようなテストなのか、やはり鳴らさないとわからないテストなのか、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

安全安心課長 今回の新しいシステムにつきましては、通常の段階から例えば、回線が途絶えているといったことに関しましては、いわゆるアンサーバックといいますかエラーが出るような仕掛けになっております。現行ではそういったことはありませんでしたので、突然鳴らなくなったということだと思っておりますけれども、次のシステムにつきましては、技術的な進歩もございまして、そういった機能がございます。

齋藤委員　それから、概念図の右下のところに一括配信ということでスマートフォン、エリアメール、携帯、パソコンとかとありますけども、例えば、これによって聞こえない方だとか諸々の今、ファックスで送ってるとかそういうふうな諸々の方にも対応できるような一括配信というふうに理解してよろしいのでしょうか。

安全安心課長　今おっしゃっているような、おそらく自動電話通知だったりだとか自動ファックス送信でありますとか、今現在も既に活用しておりますけれども、これにも連携する形になっておりますので、そういった形も踏まえまして一括配信、いわゆる防災情報メール、今現在もやっておりますけれども、そういうものも含めて一括の操作ができるというイメージをお考えいただきたいと思います。

齋藤委員　このシステムが2億6千万円というのが高いのかどうなのかよく理解できないんですけども、例えば、近隣の市町村とかそういうところに比べてこのシステムは、どのくらいのレベルなんでしょうか。

安全安心課長　必ずしも条件が同じではないというところはございますけれども、おおむね2億から3億円程度の間の事業費が多いということでございます。

齋藤委員　ということは標準的な装備というふうなイメージで特別に優れているとかいうふうなことでもなくて標準的な設備というふうに理解してよろしいのでしょうか。

安全安心課長　先ほども申しましたけども、必ずしも条件が同じではございませんので、どういった基準でそれを考えるかというところがございますけれども、一定、各メーカーさん、パッケージのものがございますので、ある程度のレベルというのがそろってきているところは標準的なものであろうかとは思いますが。あとは、それによった、いわゆる機能拡張をつけるであるとか、その辺りはやはり差が大きくなるところではございますので、その辺につきましては変わってくる可能性がございまして、標準的な部分ではある程度は今、申しあげましたおおむね2億円から3億円くらいの間で事業費がそろっているというふうには考えております。

委員長　木澤委員。

木澤委員 これはこれで必要なものなので進めていただければと思うんですけど、先ほど、話も出ましたけれども、点検ですね。システムとして応答がなかったら、それが分かるよというシステムがあるよというそんな話だったと思うんですけど、音を鳴らして毎日点検するということなのか、そういう点検の方法がまた変わるのか、そこもちょっと把握しておきたいんですけど。

委員長 真弓安全安心課長。

安全安心課長 先ほど申しあげましたそういった回線状況のチェックでエラーがかかりますよという話は、当然ながら鳴らさないやり方になります。現在、月1回、瞬間的に鳴らしてのテストをしておりますけれども、実際に鳴らしてのテストというのも実施は継続していくというふうには考えております。

木澤委員 そもそも以前、大きく吹鳴はしないけど、私も毎日点検してるというふうにしてたんですけど、いつの間にか月に1回になってたなと。これはやはり毎日点検しておかないと同じようなことが起こるんじゃないかなという心配があるので、大きい音を鳴らさなくてもいいでしょうけど、音が鳴ってるかどうかというのは、毎日やっぱり点検していくべきだなというふうにするんですけど、そういう認識でいいんですか、この新しいシステム。今もそうんですけど、NTTのやつも。やはり毎日、鳴らして点検するというふうに変更すべきかなというふうにするんですけど。

安全安心課長 ちょっと説明が漏れておりますけども、今回のこの放送、本線の放送もできる、サイレンも吹鳴できるというような状況になりますので、その中で、教育委員会のほうからちょっと依頼がございまして、夕方等、メロディーを流すということはこのシステムを使ったらどうかというふうなことも検討しておりますので、これになりますと毎日鳴らすということになってまいりますので、音声のテストとしてはそれで可能かというふうには思っています。

木澤委員 どういう形でやるかは別にしても、きちっと毎日やっぱり音を出して点検をするということは必要だと思いますので、だからそれを教育委員会と連携して、そうい

うやり方をしてもいいですし、いろいろなやり方があると思うので、それはやはりきちっと毎日点検していくということが確認できれば、それで結構です。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(4)自治体DXデジタル・トランスフォーメーション推進のとりくみについて、理事者の報告を求めます。岡村政策財政課参事。

政策財政課参事 おはようございます。それでは、2.各課報告事項(4)自治体DXデジタル・トランスフォーメーション推進のとりくみについてご説明いたします。

資料4をお願いいたします。1、背景でございますが、2020年12月25日に閣議決定しましたデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針において、目指すべきデジタル社会のビジョンが示されました。自治体においては、自らが担う行政サービスについてデジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAIの活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスにさらなる向上につなげていくことが求められています。また、同時に地方自治体のとりくみとして、自治体DX推進計画も公表されました。

次に、2、自治体DX推進計画の概要でございます。2021年1月から2026年3月までを計画期間としまして、政府共通のクラウドサービスの利用環境でありますガバメントクラウドの活用に向けた検討、デジタル庁の設置など国の動向を反映させるよう適宜見直しを行うとともに、自治体のとりくみ状況に応じたPDCAサイクルにより進捗管理を行うとされています。その中で、6つの重点事項が示されています。その重点事項のとりくみについてですが、①自治体の情報システムの標準化・共通化です。令和7年度末を目途に、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するものであります。次に、②マイナンバーカードの普及です。マイナンバーカードの申請を促進するとともに交付体制を充実するものです。次に、③自治体の行政手続のオンライン化です。令和4年度末を目指して、主にマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続について、オンライン手続を可能にすることです。次に、④自治体のAI・R

PAの利用促進です。AI・RPA導入ガイドブックを参考に、AIやRPAの導入・活用を推進するものです。2ページ目をお願いします。次に、⑤テレワークの推進です。テレワーク導入事例やセキュリティポリシーガイドライン等を参考に、テレワークの導入・活用を推進。情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化による業務見直し等に合わせ、対象業務を拡大するものであります。次に、⑥セキュリティ対策の徹底です。適切にセキュリティポリシーの見直しを行い、セキュリティ対策を徹底するものとされています。

次に、資料の最後のページをお願いします。これは先ほど説明させていただきました自治体DX推進計画に対する斑鳩町のとりくみの工程を示しておりまして、現段階でのとりくみ計画を一覧表に示したものです。その中で、目標時期が設定されているとりくみとして、自治体の情報システム標準化・共通化、マイナンバーカードの普及、自治体行政手続オンライン化、セキュリティ対策の徹底の4項目を示しています。次に、その他のとりくみ事項であります。自治体のAI・RPAの利用促進、テレワークの推進の2項目を示しています。

次に、2ページに戻ってください。3、令和4年度の斑鳩町の主なとりくみであります。まず、①斑鳩町庁内ネットワーク環境等の整備です。自治体DXを推進するための環境整備として、職員端末やネットワーク機器、グループウェアシステムの更新に合わせて、庁内ネットワーク環境の最適化再構築を行い、セキュリティの強靱化と業務の効率化を図ってまいります。また、本業務の実施に当たっては、より高品質でかつコスト削減効果の高いネットワーク環境への転換を実現するため、令和3年度において公募型プロポーザルにより受託者を選定してまいります。主な業務内容は、庁内ネットワークの再構築、仮想ブラウザの導入、職員端末の更新、運用保守体制の確立等を進めます。予定総事業費は2億2,550万円、事業費平準化のため5年間のリース契約を想定しておりまして、年間のリース代は4,510万円を予定しております。スケジュールにつきましては、次の3ページにお示ししているところであります。

次に、②行政手続のオンライン化であります。デジタル基盤改革支援補助金を活用し、子育て（15手続）、介護（11手続）等について、行政手続のオンライン化を行います。事業費は2,600万円となっております。

以上で、自治体DX推進のとりくみにつきましての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 2ページの①斑鳩庁内ネットワーク環境の整備のところですか。年間で4,500万円のリース料とありますけれども、これは国からの補助で賄えるのでしょうか。

委員長 岡村政策財政課参事。

政策財政課参事 現在、国からの補助金につきましてはオンライン化システムの標準化等については示されておりますが、こちらのシステムのセキュリティについては国の示されている補助金等はありませんので、単独費での事業になるということでございます。

齋藤委員 セキュリティじゃなくて、ネットワーク環境整備は全部、町の一般予算でということですか。ということは、これはやはり他の町でも同じような形で推し進めているものなのでしょうか。それとも斑鳩町が先進的に進めるという意味でしょうか。

政策財政課参事 こちらにつきましては、各市町村の現在のネットワークの状況等に差があることでありますので、一概に特別ということはありませんが、現在、国のほうからセキュリティポリシー、ガイドライン等を示されている中で標準的に則りまして進めていくということ考えております。

齋藤委員 あともうひとつ、2ページの一番上の⑤テレワークの推進とありますけど、これは町職員がテレワークをするということで理解してよろしいのでしょうか。

政策財政課参事 テレワークにつきましてはおっしゃるとおりでございますが、現在、なかなか、コロナ等もありましてテレワークの推進ということが一般的には言われているところではあります、なかなか行政につきましては個人情報等の取扱いがあるので、今後こちらを整理しながら使っていけるテレワークでいける業務があるのかということも、今後検討ということ考えております。

委員長 木澤委員。

木澤委員 デジタル化自体は時代の流れですし、必要なものについては活用していけばいいと思うんですけど、ここで言ってもあまり仕方がないかもしれませんが、やはりこのマイナンバーカードを紐づけていこうとしている国の方針に大きな問題があるというふうに思ってます、どんどんやはり個人情報を収集して行って、なおかつAIで点数をつけて振るいにかけるというようなことまで将来的に国は進めていこうとしていますので、やはり国民、住民の権利が侵害されるという恐れがあるという点については、当然、職員の皆さんもわかっているよというふうに思っていると思うんですけど、そういう問題がありますので、運用については慎重であるべきじゃないかなというふうに思います。

それと、これ、ということは新年度予算で計上されていくということですね。

国会のほうでは、うちの党は反対をしていると思うんですけども、いざ推進しますというふうに言われると、はい、そうですかとはなかなか言いづらい問題ですね。

やはりそういう問題があるというのも、認識した上で運用してほしいと言うと、賛成しているみたいな話ですけども。やはり個人情報の取扱いについては十分注意をしていただきたいということだけ申しあげておきます。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(5)LED防犯灯の更新に係る支援について、理事者の報告を求めます。
真弓安全安心課長。

安全安心 課長 それでは、2. 各課報告事項の(5)LED防犯灯の更新に係る支援について、ご説明を申しあげます。

本支援は、多くの自治会で設置されておりますLED防犯灯が間もなく耐用年数を迎えようとしていることから、現在の補助対象に加えまして、故障等による更新につきましても対象とするものでございます。また、補助金について実勢価格を反映した上限額に変更するもので、変更後は1灯につき2万8千円を限度とします。

ただし、防犯灯の設置に特別な工事を要する場合、または近隣の状況から光量の多い防犯灯を設置する必要があると町長が認めた場合につきましては、これまでと同様に4万8千円を限度とします。

最後に、補助等開始日についてであります。令和4年4月1日の交付申請から補助を開始してまいります。

以上で、2. 各課報告事項の(3) LED防犯灯の更新に係る支援についての説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 大変ありがたいことで感謝しております。1灯2万8千円とありますけども、これは大体、LEDを交換するのに2万8千円あれば自治会の負担なく変更できるというふうな金額でしょうか。

委員長 真弓安全安心課長。

安全安心 課長 はい、そのとおりでございます。

齋藤委員 もうひとつ教えてもらいたいんですが、変更前4万8千円と書かれてますけども、これは最初につけるときのいろいろな配線だとかそういう設備が要るから当初は高かったけども、今はLEDの球だけ換えればいいから2万8千円で済むから、2万8千円というふうになってるということで理解してよろしいでしょうか。

安全安心 課長 この制度が始まりましたのが平成25年度でございます。約9年前でございます。この間に技術革新も進んでおりますので、価格・光量とも変わってきております。その関係での実勢価格ということでご理解いただきたいと思っております。

齋藤委員 はい、ありがとうございます。

委員長 大森委員。

大森委員 これは耐用年数の更新とかということは、町がある程度、もうLED防犯灯を多分設置しているところはもう把握しておられるとは思いますが、自治会から申請を上げるということではなく、町が独自に換えていくという形でいいんですか。それとも申請をちゃんとしないといけないという形ですか。

委員長 真弓安全安心課長。

安全安心課長 この要綱に基づいての分ですので、申請に基づいてという形でございます。

大森委員 はい、ありがとうございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 これは4月1日から一斉にということですが、大体、前回も一斉に換えていると思うので、申請も時期的には固まってくるんじゃないかなと思いますけど、予算的なものですが全体としてはどんな感じで見込んでおられるんですか。

委員長 真弓安全安心課長。

安全安心課長 来年度につきましては60万円分を、いわゆる更新分として見込んでおります。約30灯分を計上しております。平成25年度が一番多く、約2,300個ほどLED化されておりますので、徐々に出てくるとは思いますけれども、来年度につきましてはまだ9年目ということですので、うたい文句どおりであれば10年間ということであれば、令和5年度以降にピークが来るものというふうには考えておりますけれども、いかにせんこれにつきましてはなかなか一律ではございませんので、長い、短いというのは出てくるであろうというふうには考えております。

木澤委員 これを決断していただいたこと自体は評価させていただいておりますけども、予算的に対応できるのかなというのがやはり心配がありますので、そのところもピ

一クで、さっき2,300とおっしゃってましたけど、予算で言うとどれくらいになりますか。

安全安心
課長 2,300個の2万円としまして4,600万円。これが、例えば10年間で一斉に切れたとしましたら、これが一気に要ることになります。実際には、恐らく切れるタイミングというのはばらつくと思いますので、その辺りで、いくぶんかは分散するとは考えております。

委員長 ほかよろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(6)斑鳩町移住支援金交付事業の実施について、理事者の報告を求めます。福居政策財政課長。

政策財政
課長 (6)斑鳩町移住支援金交付事業の実施について説明させていただきます。
資料6をお願いいたします。本事業は、東京圏から斑鳩町への移住・定住の促進を図るため、奈良県が実施する県内企業等の人材不足の解消及び県内への移住・定住促進を目的とした、奈良県移住・就業・起業支援事業補助金を活用し、斑鳩町へ移住・定住した当該県事業の要件に該当する対象者に、斑鳩町移住支援金を交付するものでございます。事業概要としまして、まず(1)の交付金額であります、2人以上の世帯が移住される場合には100万円、単身で移住される場合には60万円を支給することとしております。なお、本事業は、先ほど申しあげました奈良県移住・就業・起業支援事業補助金の対象事業であり、県の補助割合は4分の3でございます。次に、(2)交付対象者の主な要件であります、①移住等に関する要件としましては、移住元の要件として、東京23区に在住、または東京23区への通勤者としており、その対象期間は、直近の1年以上及び直近10年のうち通算5年以上となっております。次に、移住先の要件として、斑鳩町に移住したこと、移住支援金の申請時において転入後3か月以上1年以内であること、移住支援金の申請日から5年以上、斑鳩町に継続して居住する意思を有することの3つの要件すべてに該当することとしております。次に、②就業等に関する要件としましては、

奈良県が、移住支援金対象の就業先として県マッチングサイトに掲載する求人による新規就業であること、斑鳩町において移住元での業務を引き続きテレワークにより行うこと、奈良県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること等のいずれかとしております。最後に、(3)事業開始日ではありますが令和4年4月1日を予定としております。なお、終期につきましては、県の補助事業の期間に合わせたいと考えているところであります。

以上、斑鳩町移住支援金交付事業の実施についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申しあげます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員。

齋藤委員 この移住の交付金を受け取れる方というのは、例えば、斑鳩町の出身の方が東京に就職されて地元へ帰ってくる、それでこの就業等に関する要件に合致した場合、親元と離れたところに帰ってきた場合も移住と見るのでしょうか。

委員長 福居政策財政課長。

政策財政課長 斑鳩町出身の方であっても、この条件であります、一旦、東京圏に住んでおられて、直近の1年以上及び直近10年のうち通算5年以上という条件に該当すれば、対象になってくるものと考えております。

齋藤委員 事業開始が4月1日ですけれども、これは期限があるのか、それとも単年度、単年度で更新していくのか、その辺のところはどのようになっていますでしょうか。

政策財政課長 基本的に、この県事業の対象事業となっております、県事業が単年度事業となっておりますので、基本的には単年度事業だと考えておりますが、こちらの事業が国の地方創生関連の事業となっております、基本的にその事業の期間が令和6年度までということですので、令和6年度までは継続されるものとして考えております。

齋藤委員 町としてはこれはどのくらい見込んでおるのでしょうか。

政策財政課長 来年度予算としましては、1件を想定しております。なお、昨年度も県の事業として実施されおりました、この実績としましては県内全域で6件という実績がありますので、町としましては1件程度を想定しているところでございます。

齋藤委員 ありがとうございます。

委員長 木澤委員。

木澤委員 先ほど、課長が国のほうでもこういう施策を持っていて、それに準じたものということでした。何で東京だけなのかなという、そこが気になってますけど、この制度の趣旨はどういうものなのかなあと。

委員長 福居政策財政課長。

政策財政課長 制度の趣旨としましては、地方創生関連の事業でありますので、東京一極集中をなくすということが事業の大きな趣旨となっておりますので、そのことから東京圏というふうに限定されているものと考えております。

木澤委員 わかりました。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 次に、(7)斑鳩町公民館図書室の開室時間の変更について、理事者の報告を求めます。栗本教育次長。

教育次長 続きまして、生涯学習課から斑鳩町公民館図書室の開室時間の変更につきまして、資料7に基づき、ご報告させていただきます。

斑鳩町公民館図書室の運営につきましては、昭和58年の斑鳩町中央公民館図書室開室以来、読書相談や本の読み聞かせなどを通じて本に親しんでいただくことを目的に活動されております、斑鳩町読書研究会に運営を委託しております、昭和63年の斑鳩町東公民館図書室、平成2年の斑鳩西公民館図書室の開室の際も、同研究会に運営を委託しているところでございます。

平成9年の町立図書館開館以後も、途中、平成26年度に発足時の趣旨、目的等を継承されつつ、名称を斑鳩町図書室研究会に改めておられますが、今日まで週6日間、午前10時から午後5時まで、中央・東・西公民館の図書室を会員9名によりローテーションで運営いただいているところでございます。このような中、同研究会におきましては会員の高齢化という問題を抱えておられ、新たな人材確保のために、ここ数年いろいろとご尽力されてはおりますが、図書室勤務は1日7時間という長丁場であることなどがネックとなり、担い手不足が続いておまして、令和4年度の運営について協議させていただいた際には、このままでは令和5年度以降は受託できない可能性もあるとの相談も寄せられたところであります。

多くの自治体では、図書館を設置した後は公民館などの図書室は廃止し、業務を集約化されておりますが、本町におきましては、図書館設置後も地域の身近な図書室として運営を続けており、今後もできる限り図書室運営を続け、住民の方々にご利用いただきたいと考えているところでございます。そのためには、レファレンスサービスにも精通している斑鳩町図書室研究会の協力は不可欠であり、公民館図書室の利用状況なども勘案する中で、今年4月より公民館図書室の開室時間を一部変更させていただくこととしたところでございます。

開室時間の変更は平日のみで、現行の午前10時から午後5時までの開室時間を本年4月1日より午後1時から午後4時までに変更させていただくものでございます。土・日・祝日などは現行どおり午前10時から午後5時までの開室時間を継続します。このことによりまして、図書室運営に従事いただく会員の負担軽減につながるるとともに、また、平日3時間の開室であれば、子育て中の若い世代の方にも運営に参画いただけるのではないかと、会員増にも期待しているところでございます。

また、利用者のサービス低下にならないように、図書室の開室時間に関係なく予約された本を公民館窓口でお渡しできる、また返却を公民館窓口でできるような仕組みも構築してまいりたいと考えているところでございます。

なお、住民周知につきましては、3月号広報お知らせ版に掲載するほか、町や図

書館のホームページへの掲載、公民館図書室、その他公共施設に周知ポスターを掲出するなどし、住民の方が混乱なくご利用いただけるように周知徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 それぞれ公民館に図書室があるのは非常にありがたいと思ってまして、うちもよく利用させていただいてるんですけども、今お願いしている団体の方との協議の中で、こういう対応をされること自体はもう現時点では致し方ないのかなというふうには思いますけども、その後、利用者の方から寄せられる声なんかがあったら、それもまた今後の運営にきちっと反映していただきたいなというのと、今お願いしている図書室研究会の皆さんに対して、金銭的なもの、補助を出してお願いしてたのか、ちょっとその関係を教えてもらえますか。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 斑鳩町図書室研究会へは運営委託という形で委託料をお支払いしております。年間330万円をお支払いしているという状況であります。また、今後、住民の利用者の皆様の声をお聞きする中で、開室時間の変更なども十分取り入れながら運営していきたいと考えております。

木澤委員 330万円という金額が活動してくださっている方の単価で言うとどうなのか、ちょっとわからないんですけど、非常に安い金額でやっていただいているような話を聞いたことがあって、金銭的なもので改善が図れるものなのかどうか、そこはどうなんでしょうか。

教育次長 年間330万円の委託料、1時間あたりの単価になおしますと540円となります。現在、奈良県の最低賃金が866円ですので、かなり低い額で運営をいただいているというところであります。そして4月から平日のみ3時間に短縮をさせてい

ただきますけども、そうしますと、時間あたりが1時間850円くらいになると、最低賃金にだいぶ近づくというような形になりますので、そういった面からも会員増も期待できるのではないかなど、そういったこともひとつのPR要素として図書室研究会には会員を募っていただきたいなというふうを考えているところでございます。

木澤委員　やはりできるだけ利用者の方の要望にお応えできるような体制というのはとっていただきたいなと思いますので、研究会さんで会員をさらに募集していただくということに町としても援助ができるようであれば、検討していただきたいなと思います。

委員長　ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長　次に、(8)新修斑鳩町史編さん事業の進捗について、理事者の報告を求めます。松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長　それでは、(8)新修斑鳩町史編さんの進捗について、ご説明をさせていただきます。資料8をお願いいたします。郷土に対する町民の理解と愛着を一層深め、文化の向上に役立てること、また、貴重な歴史的・文化的遺産を後世に伝えることなどを目的に、かねてから斑鳩町史編さん作業を進めてまいりましたが、現在、最終の校正作業の段階を迎えたところでございます。これに並行いたしまして、令和4年1月27日木曜日でございますが、斑鳩町史編さん委員会を開催する予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けまして、拡大防止のため書面会議とさせていただきました。委員の皆様方からは、現行町史のA5判からA4判に変更されることによって非常に読みやすくなったこと、また、文字の大きさや行間といった紙面の構成に対しましても肯定的なご意見をいただいたところでございます。

このたび発刊いたします、新修斑鳩町史上巻につきましては、考古・古代の分野としております。資料(2)に記載しております執筆者の皆様方により調査・執筆

を進めていただいたところでございます。なお、仕上げにつきましては、資料の(3)にお示しさせていただいておりますとおりA4判、本文で700ページ余りといった内容で進めております。2千部の印刷を予定しているところでございます。本日、資料には紙面本文の校正中の段階でございますけれども、イメージサンプルをお付けしているところでございます。

最後に、この後の予定でございます。この後、印刷・製本の作業に入りまして、令和4年3月末に完成、納品、新年度初頭には発表、お披露目を行いまして、一般の頒布を開始してまいりたいと考えているところでございます。

以上、簡単ではありますが、各課報告事項(8)新修斑鳩町史編さん事業の進捗についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
齋藤委員長。

齋藤委員 すみません、この金額はいくらでしたでしょうか。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 販売の金額につきましては、現在、確定はしてございませんが、原稿・執筆費用・印刷・編集費用などがおおむね確定してまいりましたので、このあたりから1部あたりの費用を改めて算出いたしまして、販売価格の決定をしてまいりたいと考えてございます。ただ、現在の販売価格とのバランスも考慮しながら、次への決定をしてまいりたいと考えてございます。

齋藤委員 まだ大体も決まってないのでしょうか。

教委総務課長 確定的な金額を申しあげることではできませんけれども、この上巻の発刊にかかります経費、これらの総額は現在1,500万円余りとなってございます。これを1部あたりに換算いたしますと約8千円程度となってございますけれども、この経費をそのまま販売価格と設定するのか、また近隣の町史の販売価格、このあたりとの状況も踏まえながら、また、当町の現行の町史の金額も加味し

ながら決定をしてまいりたいというところで考えてございます。

委員長 ほか、よろしいですか。

(な し)

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。
仲村総務課長。

総務課長 総務課のほうから1点ございます。職員採用試験の結果についてでございます。
本年度、昨月から今月にかけて新たに実施いたしました保健師を対象とした職員採用試験の結果、2名の採用を予定しております。これにより、令和4年4月1日付の採用といたしまして、先に実施しております結果として、一般事務職5名、土木技術職1名、考古学技師1名、保育士・幼稚園教諭2名と合わせまして合計11名の採用を予定しているところでございます。

以上、職員採用試験の結果についてのご報告とさせていただきます

委員長 栗本教育次長。

教育次長 続きまして、生涯学習課から1点、令和4年度の斑鳩町立町民プールの運営方針につきまして、ご報告をさせていただきます。

町民プールにつきましては、令和2年度、3年度と新型コロナウイルス感染症の影響から運営を中止させていただいておりまして、令和4年度の運営再開に向け設備の点検等を進めてまいったところでございます。

こうした中、プールを運営するのに欠かせない塩素を循環させる装置でございます、ろ過機ポンプにつきまして、これまで一度も更新することなく稼働しておりましたが、非常に劣化が進んでいる状態であること、また、流水プールに2か所ございます起流ポンプもすでに1基が停止しているほか、残りの1基のポンプも不具合が確認されるなど、プール運営の核となる装置が2年間稼働していないことによりダメージを受けていることが判明いたしました。仮に運営前あるいは運営期間中にそれらの装置が停止するようなことがあれば、以後の運営が難しくなり、利用者を

はじめ各方面に迷惑がかかることとなります。

一方、水と親しむことは子どもたちの心身の健全な発達に必要なことでありますが、子どもたちが夏休み、楽しみにしている水と親しむ機会を2年間提供できないこともございまして、確実にそのような機会を提供していくため、令和4年度におきましては町民プールの運営を実施せず、代替事業として各小学校のプールを定期的に開放する、移動町民プールを開設することとしたところでございます。

また、3月議会に上程いたします令和4年度予算におきまして、移動町民プールの開設、あるいは運営に必要な予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。なお、斑鳩町立町民プールの今後につきましては、設備の更新費用やそれに伴う費用対効果、代替事業等々の状況などを総合的に勘案し、議会の皆様方ともご相談申しあげながら決定してまいりたいと考えているところでございます。

以上、生涯学習課からの報告でございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 職員採用試験のことですけれども、一般職の方が5名ということで、退職者と比較して人数的にはプラスマイナスどうなるのでしょうか。

委員長 仲村総務課長。

総務課長 全体での職員数となりますが、現在、本町の一般職の職員につきましては短時間の再任用職員を含め203人と現在なっておりますが、新年度予算における数値となりますが、こちらにつきましては206名ということで3人増の見込みのように現在、積算を行っているという状況でございます。

木澤委員 はい、わかりました。あと、町民プールですけど、そしたら修理したら、いくら

かかるかというのは、今はまだわからないということですね。

委員長 栗本教育次長。

教育次長 あくまで概算でございますけれども、ろ過機ポンプにつきましては600万円以上の費用が必要かと聞いております。流水の気流ポンプにつきましては1基200万円以上というふうにお伺いをしているところでございます。

木澤委員 そうすると全体で800万円、2基あるから1千万円になるのかな。

教育次長 気流ポンプ1基はもう完全に停止しております。1基は不具合を起こしておりますので更新となります。なので合計、ポンプ類だけで1千万円ということになります。

木澤委員 あと、学校のプールのほうも夏休みがコロナで開催してなかったというふうに思うんですけど、令和4年度、学校のプールのほうを使って移動町民プールというふうにするということですけど、コロナとの関係で言うと開催できないことも当然あるのかなと思うんですけど、そこはどうなんですか。

教育次長 学校・小学校のプールの授業につきましても、この2年間、コロナの影響で実施ができておりません。そういったことも十分、想定できますけれども、仮にコロナが収まって授業をやる場合につきましても夏休みまで、プールの授業は夏休みまでとなっておりますので、夏休みにつきましては移動町民プールに移行するというところで今現在、事業を進めようとしているところでございます。

木澤委員 いやいや、それはわかるんですけど、コロナの状況もある中で、それでも開催をするというのか、それか状況を見て判断するというのか、そこはどうなんですか。

教育次長 当然、状況を見て、学校のプールの授業も、移動町民プールも、コロナウイルスの状況を見て判断するということになります。

木澤委員 試験的にそういうふうにされること自体は別に悪いとは思ってないですけども、今、聞くと、このまま町民プールが廃止になっていってしまうんじゃないかなという心配もありますので、そこはやはり町民の皆さんの反応をしっかりと見た上で検討していく必要があると思いますので。ただ、コロナだったら開催できませんので、だからコロナの動向も見ながら開催しつつ、様子を見ていくということになるのかなと思いますけれども、その点についてもまたしっかりと、次長がおっしゃっていただきましたけど、委員会と相談しながら進めていっていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
大森委員。

大森委員 昨日、厚生委員会がありまして、町立保育園で保育園管理システム・コドモンの導入というのがあるんですけど、町立幼稚園とか、町立小学校とか、中学校とか、そういったところにこういったシステムの導入というのは考えてらっしゃらないのか、お聞かせ願えたらなと思います。なぜそういうことを聞くかという、やはり休み、今、小学校でもお休みするときというのは学校に電話するか小学校の団体と一緒にいく子どもたちに「今日、誰々さんがお休みする」とかそういった形でお願いしに行くという形なんですけど、やはりそこに保護者の手間であったり、病院に連れていかないといけないのに、1回電話して学校につながらない、また病院から抜け出して電話するけどつながらないということが多いらしくて、こういったシステム機能というものを保育園でできるのであれば、町立幼稚園、小学校、中学校でも導入できないのかなというのはどうですか。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務
課長

保育園ということでございますので、まず町立の幼稚園で比較をしますと、まず、今、幼稚園としましては保育園と比較して園児の数が少ない状況でございますので、欠席等の連絡につきましても電話で受ける際にそれほど混み合っている状況はないところでございまして、また、職員にも大きな負担を生じているところではございませんので、今のところ園の管理につきましてもシステムの導入というところは計画を具体的にはしてないところでございます。

今現状、利用してございます、まちこみメールという仕組みがございましてけれども、これにつきまして今、保育所で想定されるアプリケーションよりは一部、制限はかかりますもの準じた機能を拡張して持っていくというのは有料版に移行すればしていくことも可能な部分もございまして、この辺りは保護者のニーズ等々をお伺いしながら、また状況を見ながら、システムの改修等も、今後検討させていただきたいというところで考えているところでございます。

小学校につきましては、今のところまだその仕組みの導入につきましては検討を行ってございませんので、今後の検討課題にはさせていただきたいと思っております。

大森委員

すみません、ありがとうございます。一回、保育園で使ってみて、いいものであれば前向きに検討していただきたい。私は小学校のことしか分からないですけど、今現状、小学校、学校からメールサービス、一斉に保護者に送るサービスについてはPTAの会費から、保護者さんに総会でオーケーをもらって学校にお金を渡してメールシステムを使ってもらっているという形になりますので、そういったことも考えて、いいものであれば導入していただきたいと、これはもうお願いだけなのでよろしく申し上げます。

委員長

木澤委員。

木澤委員

ちょっと関連するんですけど、私も昨日、厚生常任委員会を傍聴させていただいて、このコドモンというアプリですね、いくつかの内容が紹介されてましたけども非常に便利だなあというふうに感じました。導入するのにどれくらいのお金がかかるのか気になったんですけど、保育園のほうなので把握されているかどうかちょっと分かりませんが、そんなにお金がかかるものなんですか。

委員長 松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 おおむね360万円程度、令和4年度の経費として整備も含めて360万円程度が想定されているというふうに認識してございます。それ以降の使用料がランニングコストとしてかかるということです。

木澤委員 それは規模関係なしにもう導入するとなったら、初期費用として360万円がかかると、保育園の規模でそれくらいなのか、小学校だったらもっとでっかいからもっとかかりますよということになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長 暫時休憩します。

(休憩 午前10時26分)

(再開 午前10時26分)

委員長 再開いたします。

松岡教育委員会総務課長。

教委総務課長 幼稚園の利用しているメールサービスで申しあげますと、件数によってかかる経費が異なってくるというような状況がございますので、この保育所の導入しようとするアプリケーションにつきましても同様なことが想定されるというふうには考えてございます。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

(町長挨拶)

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時29分 閉会)